月刊　２００７年１２月号

人事スクエア J-Square

（配信元）
IOI 倶楽部
ビジネスゲートウェイ
あいおい損保

最低賃金制度について
－最低賃金法により定められた賃金の最低限度額－

厚生労働省の発表によると、平成 19 年 6 月に実施した「最低賃金の履行確保に係る一斉監督」の結果、監督を実施した事業場のうち、6.4%の事業場で、最低賃金に係る違反があったとのことです。

そこで今回は、改めて最低賃金制度についてご説明いたします。最低賃金制度とは、使用者が最低賃金法に基づき定められた最低賃金額以上の賃金を労働者へ支払わなければならないとする制度です。たとえ最低賃金額より低額の賃金を労使合意の上で定めたとしても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金の決定には、審議会方式と労働協約拡張方式がありますが、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の３要素を考慮して、現在はほとんどが審議会方式により決定されています。

最低賃金は、原則としてパート、アルバイト等の雇用形態を問わず、全ての労働者とその使用者に適用されますが、労働者が精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者等の場合には都道府県労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の適用除外が認められています。

また、最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の 2 種類があり、地域別最低賃金は産業や業種にかかわりなく、全ての労働者と使用者に適用され、都道府県ごとに設定されます。産業別最低賃金は、各都道府県内の特定の産業を対象として、地域別最低賃金より高い最低賃金を必要と認めるものに設定されます。尚、地域別と産業別の両方が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

また、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金であり、時間外労働手当や休日労働手当、精皆勤手当、通勤手当、賞与等は除外されますので、ご注意下さい。

年末調整
－今年の主な改正点について－

社員の所得税については、毎月の給料や賞与から源泉徴収していますが、最終的にはその年の支払い総額について納めなければならない年税額を計算して、その過不足額を精算します。これを年末調整といいますが、税制度は年々見直しが行なわれていますので、改正点については毎年確認する必要があります。今年の主な改正点は以下の通りです。

①定率減税の廃止

定率減税については、平成 18 年分の所得税において 2 分の 1 に縮減されていましたが、平成 19 年分以後については適用がありません。

②所得税率及び源泉徴収税額表の改正

平成 19 年 1 月 1 日以後の給与から対象になっていますが、年末調整の際に再確認しましょう。また、これに伴い、給与計算ソフトなどを利用して計算する場合の税額の算式についても改正されています。

③地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額（最高 5 万円）を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました。経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等については、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除が適用されます。

④住宅借入金等特別控除の控除額特例の創設

特定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行なった住宅が控除の対象になり、また、控除額の特例が創設され、現行の特別控除と選択適用されます。

上記以外に、源泉徴収関係書類について、一定の要件の下で、書類による提出に代えて電磁的方法による提供を行なうことができるようになるなど、税務関係の電子処理化も進んできています。

なお、詳細につきましては、管轄税務署が開催している年末調整の説明会などに参加して、確認するようにして下さい。年末は忙しい時期ですので、早めに準備して正確に処理するようにしましょう。

（監修：社労士ネットワーク　http://www.e-comon.gr.jp）

《声》

ある茶小売店では、お客様が来店されると一律にお茶と菓子を出して接客しています。お客様ではない配達人等にも忘れずに出しているのです。しかも、お茶が売れても売れなくても差別的な態度は一切しません。

なじみ客が店前を偶然通行したような場合は、気軽に呼びこんでお茶を出し、決してお茶の購入を勧めたりはしません。実際、お茶を飲んでも購入しないで帰るお客様が大勢います。

この店舗は百二十年続いている老舗ですが、何代にも亘ってずっと同じ接客を行なっています。店主は「商売は永い闘いですよ。こちらが奉仕の心を忘れなければ、お客様は見捨てないですね。先に小さなサービスをすると、後々お客様が喜んで買ってくれます」と話してくれました。